

第12回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年2月28日(月)午後1時30分から午後2時45分

2. 開催場所 妙高市新井総合コミュニティセンター 2階 大会議室

3. 出席委員

農業委員(16名)

会長	2番	安原 義之			
会長職務代理者	6番	市川 政一			
委員	1番	尾崎 香	3番	関原 正晴	4番 飯塚 淳一
	5番	山下 利秋	7番	清水 輝男	8番 霜鳥 勝範
	9番	丸山 光浩	10番	高橋 敏明	12番 渡邊 春男
	13番	内田 芳昭	14番	丸山 嘉之	15番 竹内 則孝
	16番	竹田 賢一	17番	宮尾 俊一	

4. 欠席委員(1名)

11番 生井 一広

5. 提出議題

報告第39号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第40号	農地転用事実確認証明等報告について
報告第41号	農地法第3条の3の規定による届出件数報告について
報告第42号	農地法第52条に基づく賃借料情報の提供について
議案第52号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第53号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第54号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第55号	農用地利用集積計画について
議案第56号	農作業労賃及び農業用機械利用料金参考額の決定について
議案第57号	令和4年度以降の農地の参考賃借料の設定について

6. 職務のために出席した農業委員会事務局の職員

次長 西澤 明夫 係長 山口 修 主査 竹田 由之

7. 会議の概要

次 長 お疲れ様です。
本日、東條事務局長におきましては別公務のため、欠席をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。
総会に先立ちまして、一言お詫び申し上げます。
先週の金曜日に議案を郵送させていただいたのですが、雪の影響があったかと思いますが、一部の委員さんへの到着が遅くなってしまいました。大変申し訳ございませんでした。
本日の出席委員を報告します。出席委員は16名です。
それでは、安原会長をお願いします。

会 長 皆さん、大変ご苦労さまでございます。
先週の大雪で、大変苦労されたことと思います。
今、災害防止ということで一人暮らしの方やいろいろな方に補助するということになっております。私も住んでいる集落の高齢者世帯を5軒ほど除雪しているのですが、雪のやり場がなく苦労しました。そんなこともあって市役所に確認したのですが、対象となるのは屋根雪と玄関先1間1.8mくらいのエリアのみということで、「雪すかし」が補助の対象外となったということでした。
先日、津南町に行ってみりましたが、当市の関山以上に積雪があり、住むには大変なところだなと感じたところです。
連日、ロシアとウクライナの報道がされていますが、コロナと同様に早く終息してくれればと思っております。
コロナのまん延防止等重点措置は3月6日までだとは思いますが、もう少し生活には気を付けていただきたいと思っております。
それでは、座らせていただき、進めさせていただきます。

議 長 妙高市農業委員会会議規則第6条及び農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立しておりますので、第12回妙高市農業委員会総会を開会します。
最初に議事録署名委員を指名します。
8番の霜鳥 勝範委員、9番の丸山 光浩委員、よろしくお願いいたします。
本日の議題については、報告事項が4件、議案が6件です。
公正かつ厳正な、ご審議をお願いします。
まず、報告事項ですが、
報告第39号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第40号 農地転用事実確認証明等報告について
報告第41号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について
報告第42号 農地法第52条に基づく賃借料情報の提供について
事務局より、報告事項4件の説明をお願いします。

事務局 報告事項について説明します。

1ページ、報告第39号 農地法第18条第6項の規定による通知について、です。
1月に届出がありました合意解約は、16件です。
解約後の状況につきましては、右端に記載のとおりですが、主なものとして、他の人へ貸借、中間管理事業となっております。
2番～10番の中間管理事業に関しましては、1月総会にて議決いただきました、利用配分計画に関するものについてです。

次に、5ページ、報告第40号 農地転用事実確認証明等報告について、です。

1月につきましては、農地の転用事実に関する照会（法務局）が1件です。

内容についてですが、過去に5条の転用許可を受け、住宅を整備しましたが、地目変更の手続きがなされていなかったものです。

本件につきましては、非農地であることを担当農業委員、担当推進委員さんとともに現地確認しております。

次に、6ページ、報告第41号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について、です。

1月の届け出は、相続件数は15件、新たなあっせん希望はありませんでした。

続きまして、報告第42号 農地法第52条に基づく賃借料情報の提供について、ご説明申し上げます。

7ページをご覧ください。

賃借料情報は、令和3年1月から令和3年12月までの間を契約初日とした新規賃貸借契約又は更新賃貸借契約を締結し、議決をいただいた農地についてまとめたものです。

賃借料情報の算出区分は、10アールあたりの「田の現金支払い」、「田の現物支払い」、「畑の現金支払い」について算出しています。

まず、10アールあたりの「田の現金支払い」についてです。

一覧表は、合併前の旧市町村のそのまた前の旧町村地域別に、圃場整備地と未整備地別に算出しております。

賃借料の算出は、急激な変動を緩和するために、前年の平均額に対して3割以上の高い額又は低い額のデータを除いたものを有効データとして算出した結果です。

平均額の金額がカッコ書きのものは、データがなく平均額を算出できない地区のため、前年の平均額の額をカッコ書きで記載しています。

次に、10アールあたりの「田の現物支払い」と「畑の現金支払い」についてです。

2件ともに「田の現金支払い」に比べてデータ数も少ないことから、市内全域で集計しました。

以上、賃貸借情報の提供について説明をさせていただきましたが、あくまでも令和3年1年間に締結、公告された賃貸借情報をまとめた参考資料であることや、その年ごと、地域ごとの事例のバラつきなどについてご承知おきいただきたいと思います。

なお、3月に賃貸料情報として45ページの参考賃借料と両面印刷し、全農家に配付する予定にしておりますことを申し添えます。

以上、報告案件について説明させていただきました。

よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明に対して、皆様から質問等がありましたらお願いします。

6番 報告第39号 農地法第18条第6項の規定による通知についてです。

15番目・16番目について解約後の状況として、使用収益の停止ということになっておりますが、詳しくお願いします。

事務局 現在、広島地区では場整備事業が行われております。その手続きの際に一時利用地指定ということで、仮地番が与えられておりますが、実施主体である和田土地改良区において、手続きに誤りがあり、報告事項の農地については、ほ場整備が完了した際に換地されないということが半明しましたので、このたび解約の手続きに至ったところであります。

議 長 他、ありませんか。
無いようでありますので、報告事項4件については、ご承知いただきたいと思います。

議 長 次に、議案第52号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を上程します。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第52号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、8ページをご覧ください。
今月の許可申請は、5件です。

1番についてです。

申請地は大字関山地内、登記地目：田が2筆、登記地積：1,460 m²、登記地目：畑が1筆、登記地積：429 m²、田畑合計3筆、登記地積合計1,889 m²であります。

なお、登記地目：田が2筆ありますが、現況は畑として耕作されている農地で、申請地3筆ともに現況は畑であります。

位置図は、資料No.3をご覧ください。

本案件は、譲渡人から譲受人に売買により譲渡したいという案件ですが、譲受人は、妙高市で初めて農地を取得したい新規就農者で、先般、会長職務代理と担当農業委員、担当推進委員、農林課農政担当者、事務局員で聞き取り調査を実施したところです。

申請に至った経緯は、妙高高原に在住している友人に誘われて妙高を訪れ、この地が気に入り、以前から豊かな自然の中での暮らしにあこがれていたこともあり、建物からの妙高山のロケーションの良い譲渡人所有の物件を購入し、住宅の隣接、近接する農地を取得して耕作したいため、今回の申請に至ったとのことであります。

実際には、建物物件の契約は昨年未までに完了していて、前所有者の引越しが完了するのを待って、3月には入居する予定で、これまでの住所地もすべて引き払って完全に移住するとのことでした。

これまで、夫婦2人共に農業経験はないが、以前から自然農法に興味があったとのこと。

大農機具は耕運機1台で、鋤等の道具とともに譲渡人から譲り受けられるとのこと。

ヒアリングでは、妙高山が気に入り、この地にいろいろな縁を感じていて、最初はどうもよくないかもしれないが徐々に経験と技術を習得しながら、自分で作ったものを食べ、自然の力を得ながら生活していきたいし、友人にも移住を勧めているとのことでした。

夫婦で移住し、一緒に力を合わせて耕作をしていきたい意向を確認できたことから、近隣農地を耕作している担当推進委員を中心に耕作状況等を継続して見守りながら、適切な耕作管理の実践に取り組んでいただくことで、出席委員では新規就農者として2月総会に議案を上程することで全員同意されたものであります。

2番についてです。

申請地は、大字姫川原地内、登記地目：田が3筆、登記地積合計531 m²であります。

位置図は、資料No.4をご覧ください。

申請地は、不整形な未整備農地で、これまで譲渡人が耕作管理してきましたが、耕作条件が悪いことから、隣接する農地を耕作している譲受人と来年度の耕作に向けて協議したところ、このたび話がまとまったことから、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

3番についてです。

申請地は、大字姫川原地内、登記地目：田が3筆、登記地積1,962.91 m²、登記地目：畑

が1筆、登記地積79㎡、合計 田畑4筆、登記地積合計2,041.91㎡であります。

位置図は、資料No.5をご覧ください。

譲渡人は、本人も高齢で今後耕作管理できないことから、譲り受けてくれる方を探していたところ、申請地に隣接地在住の譲渡人に相談したところ、自宅の隣接地で利便性も良いことから、双方で話がまとまったことから、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

4番についてです。

申請地は大字西条地内、登記地目：田が1筆、登記地積200㎡であります。

位置図は、資料No.6をご覧ください。

申請地は、現在、譲渡人と譲受人との間で利用権設定されて耕作している農地で、譲渡人としては県外在住で耕作管理できないことから、来年度の耕作に向けて協議したところ、所有地の隣接地で利便性も良いことから、このたび話がまとまり、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

5番についてです。

申請地は、大字杉野沢地内、登記地目：田が3筆、登記地積合計1,644㎡であります。

位置図は、資料No.7をご覧ください。

譲渡人は、高齢となり今後も耕作管理できないことから、同地域で経営規模を拡大している譲受人に相談したところ、このたび話がまとまり、これを機に贈与により譲受人に譲り渡すものです。

以上5件ですが、耕作面積及び権利を取得する面積が、下限面積の別段面積である10アールを超えていること、及び新規就農者については聞き取り内容から農地法第3条第2項の不許可の項目に該当しないものと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 担当委員の説明については、積雪量が多く現地確認が実施できなかったため、事務局の説明のみとします。各地区の担当委員の方で、何か補足ありましたらお願いいたします。

議 長 無いようでありますので、議案第52号の質疑を行います。
皆様から質問等がありましたらお願いします。

8 番 17ページの位置図についてですが、この黒塗りの部分は道路に面していなくて、前の圃場を耕作している方なのでしょうか。

事務局 位置図についてですが、この黒塗りしてある上の部分に道がありまして、この道を伝って耕作できる土地であり、譲受人が借りて耕作しているところであります。黒塗りしてある左側の圃場が、譲受人が所有しているものであります。

議 長 他にありませんか。
無いようでありますので、これより、議案第52号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を採決します。
お諮りします。
本件は、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第52号については、許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第53号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を上程します。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第53号 農地法第4条第1項の規定による許可申請については、9ページをご覧ください。
今月の許可申請は1件です。

1番についてです。
申請地は、大字中宿地内、登記地目：田が3筆、登記地積合計177㎡のうちの110㎡です。
事業全体としては、隣接地18.3㎡とあわせて、全体で195.3㎡の整備となります。
位置図は、資料No.8をご覧ください。
申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われます。
ただし、本案件は、追認案件であります。
申請者は、8年前に車庫を建設しましたが、このたび市外へ転出するにあたり不動産を調査したところ、車庫が立っている敷地が農地であることが判明し、今回の申請に至り、事務局から申請人に指導したものであります。
それを受けて、車庫の整備に関し、申請人から始末書の提出がありました。

始末書
私は、平成25年に車庫を建築しましたが、現在まで車庫の敷地は宅地であるという認識でございました。課税上の車庫の地番も同様となっております。
この度、住所を移転したので、空き家となった住宅と車庫を売却することとなり、土地家屋調査士に未登記であった車庫の登記を依頼し、敷地を調査してもらったところ、車庫が建っている敷地は、申請地（農地）と道路、他の所有者の土地に建っていることを知りました。
車庫を建てる際に、一切の手続きを建設業者に任せ、調査を怠ったのは私の不徳の致すところであります。大変申し訳ございませんでした。
車庫の建物登記をするにあたり、道路については、妙高市との公共用財産の用途廃止申請、交換移転手続きをし、他の所有者の土地については、車庫敷地部分を分筆していただき、所有権移転登記手続きをいたします。
農地である申請地については事後申請ではありますが、農地法第4条申請にて転用許可をいただき、宅地に地目変更をしたく、本申請するものです。
今後は、建物の建築等をする際は、土地の調査、確認を行ったうえで実行いたします。
令和4年1月29日
申請人からの始末書であります。

本件については、建物の建築時に調査・確認が不十分だったこと、農地法を十分に理解していなかったことが原因で、自己所有地でのやむを得ない事情によるものであり、許可して差し支えないと考えます。

昨年来、建設課の建築確認担当と連携をし、建築申請の状況を確認しながら手続きを進めており、このような案件が発生しないように取り組んでいるところであります。

昨年、新築・改築等で約100件申請があり、確認をしております。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 担当委員の説明については、積雪量が多く現地確認が実施できなかったため、議案第52号と同様に事務局の説明のみとします。

それでは、議案第53号の質疑を行います。
皆様から質問等がありましたらお願いします。

1 番 この当時、建築業者の方は建築する前に確認はされなかったのでしょうか。

事務局 建築確認申請を受け付ける部署では、用地の地目の確認は審査対象項目でないため、農地か農地でないかは確認しておりません。

建築士の確認になるかと思うのですが、漏れたということかと思えます。

会 長 以前、このような問題が起きたことから、現在ほどのように手続きを行っているのかを説明してください。

事務局 現在は、定期的に建設課と連携し、申請書を閲覧しております。
確認申請が提出された際には、農地でないことを確認し、こういうようなことが起きないように事務局として対応しております。

議 長 他にありませんか。
無いようでありますので、これより、議案第53号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を採決します。
お諮りします。
本件は、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第53号については、許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第54号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を上程します。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第54号 農地法第5条第1項の規定による許可申請については、10ページをご覧ください。
今月の許可申請は5件です。

1番についてです。
申請地は、美守2丁目地内、登記地目：田が1筆、登記地積991㎡のうちの675㎡です。
位置図は、資料No.9をご覧ください。
申請地は、都市計画法の第1種住居地域であることから、第3種農地です。
譲受人は、隣接施設の解体撤去工事に伴う工事車両の駐車場及び工事用重機置場として令和4年10月31日までの賃貸借による一時転用を希望しています。

2番についてです。

申請地は、大字美守地内、登記地目：田が3筆、登記地積合計1,588㎡です。

位置図は、資料No.9をご覧ください。

申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われま

す。譲受人は、申請地を売買により購入し、52台分の社員駐車場の整備を希望しています。

3番についてです。

申請地は、諏訪町1丁目地内、登記地目：田が3筆、登記地積134.10㎡、登記地目：畑が1筆、登記地積3.26㎡、登記地積合計137.36㎡であります。

位置図は、資料No.10をご覧ください。

申請地は、都市計画法の用途地域 第1種中高層住居専用地域であることから、第3種農地です。

譲受人は、申請地を売買により購入し、宅地を拡張し、庭兼冬期堆雪場としての整備を希望しています。

4番についてです。

申請地は、大字田切地内、登記地目：畑が1筆、登記地積208㎡です。

位置図は、資料No.11をご覧ください。

申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われま

す。ただし、本案件は、追認案件であります。

申請地には、約40年前に車庫兼倉庫を譲受人と譲渡人のそれぞれの方々の間で整備され、譲受人の先代がお亡くなりになって相続した際に、無許可であることが判明したため、相談があり、事務局から指導したものであります。

それを受けて、車庫兼物置の整備に関し、始末書の提出がありました。

始末書

妙高市農業委員会 会長 安原 義之 様

申請地について、譲受人の父が借りて菜園として利用したが、車庫・物置が必要になり、自己敷地が狭いため、昭和52年月日不詳に農地法の許可手続きをせず、軽量鉄骨造平屋建ての車庫・物置を建築し、今まで利用してきました。

令和3年10月25日、父が死亡し相続した際、無許可であることが判明しました。今も車庫・物置が必要なので、この農地法第5条第1項により許可申請することとしました。

譲渡人・譲受人は、今後このような事と行わないことを約束いたします。

譲受人・譲渡人連名の始末書であります。

本件については、譲受人・譲渡人の先代の出来事であり、農地法を十分に理解していなかったことが原因で、やむを得ない事情によるものであり、許可して差し支えないと考えます。

5番についてです。

申請地は、柳井田町4丁目地内、登記地目：田が44筆、登記地積合計24,655㎡です。

計画区域としては、区域内の道路・水路等3,211.84㎡と一体で、全体では27,866.84㎡

の整備となります。

位置図は、資料No.1 2をご覧ください。

申請地は、都市計画法の近隣商業地域であることから、第3種農地です。

譲受人は、申請地を購入し、76区画の宅地造成とそれに伴う道路、水路及び公園、調整池、消火栓の整備を希望しています。

なお、本事案については、許可面積が3,000㎡を超えるため、事前に農地部会を開催し、議案内容と現地の確認をしていただく案件ではありましたが、新型コロナウイルスまん延防止等重点措置期間であることと、降雪期で積雪があり現地確認ができないことから、農地部会を経ずに本日の提案とさせていただきます。

あわせて、本事案は、許可面積が3,000㎡を超えるため、今回の総会で許可相当の議決をいただいた場合には、3月の新潟県農業会議の常設審議委員会に諮問する案件であることを申し添えます。

以上ですが、転用計画、資金計画及び資金計画の確認書類を確認した結果、特段問題ないと考えます。

議 長 担当委員の説明については、積雪量が多く現地確認が実施できなかったため、議案第53号と同様に、事務局の説明のみとします。

議 長 それでは、議案第54号の質疑を行います。
皆様から質問等がありましたらお願いします。

17番 当地区については、私の担当地区であります。
以前からいろいろと計画があり、今回正式にこのような計画が出てきたわけですが、現状では雪が多くて確認できないのですが、計画区域で一部残っている土地がありますかどうか。

事務局 こちらの部分については、隣接する方の所有地であり、今回の申請には含まれておりません。
現地は更地です。地目は田ではなかったと思います。
参考としまして、24ページの土地利用計画図をご覧ください。
合わせて25ページは今回の申請地を含んだ和田地区の状況を資料として添付しましたので、ご確認ください。

議 長 他にありませんか。

会 長 申請面積と、土地利用計画図の面積と一致しないのですが、違いはなんですか。

事務局 申請地内での農道や水路が3,000㎡くらいあるということです。

会 長 23ページの図面の小さい黒塗りの部分は、以前許可してあるところではないでしょうか。今回、申請されているところではないのではないかと思います。いかがでしょうか。

事務局 その通りです。

議 長 他、ありませんか。
無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第54号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を採決します。

お諮りします。
本件は、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

議 長 【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号については、許可することに決定しました。

会 長 一つ提案ですが、冬期間に現地確認ができない案件や大きな案件の申請が提出された場合、事前に確認できていればいいのですが、積雪が多いため確認が出来ませんということが大いにあるかと思えます。積雪が多い市町村に連絡を取っていただき、他の農業委員会では、この時期どのような対応しているのか確認しておいてください。

議 長 次に、議案第55号 農用地利用集積計画について、を上程します。

101番から103番については、農業委員会法第31条の「議事参与の制限」にかかる案件ですので、最初に1番から100番までの100件を上程します。

事務局の説明をお願いします。

事務局 26ページ、議案第55号 農用地利用集積計画について、をご覧ください。

今月は、新規設定26件、再設定77件、の合計103件です。

はじめに1番から100番について説明します。

1番から26番につきましては新規設定です。

契約内容は、使用貸借または賃貸借となっております。

そのうち、4～8、10、12、14、15、18、26番については使用貸借となります。

続きまして、30ページ27番から40ページ100番につきましては、再設定です。

契約内容は、使用貸借または賃貸借となっております。

そのうち、38番と76番については使用貸借となります。

再設定ですので、特に問題はないと思われま。

契約内容の対価額において端数が出ているものにつきましては、10アール当たり換算していることから発生しているものです。

以上、市長への農用地利用集積の計画要請につきましては、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 それでは、議案第55号のうち、1番から100番について質疑を行います。
皆様から質問等がありましたらお願いします。

議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。

これより、議案第55号 農用地利用集積計画についてのうち1番から100番を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第55号のうち、1番から100番については、市長に要請することに決定しました。

議 長 次に、議案第55号 農用地利用集積計画について、のうち101番を上程します。
101番については、山下利秋委員に関する案件であります。
山下委員は、農業委員会法第31条の規定による「議事参与の制限」に該当するため、退席してください。

＜山下委員 退席＞

議 長 続きまして、議案第55号 農用地利用集積計画についてのうち、101番について、事務局の説明をお願いします。

事務局 101番について説明いたします。
40ページをご覧ください。
さきほどの説明と同様となりますが、再設定ですので、特に問題はないと思われま
す。契約内容は賃貸借となっております。
ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 それでは、議案第55号のうち、101番に関する質疑を行います。
皆様から質問等がありましたらお願いします。

議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第55号 農用地利用集積計画についてのうち101番を採決しま
す。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第55号のうち101番については、市長に要請することに決定しまし
た。
それでは、山下委員の退席を解除します。

＜山下委員 復席＞

議 長 次に、議案第55号 農用地利用集積計画について、のうち102番を上程します。
102番については、清水輝男委員に関する案件であります。
清水委員は、農業委員会法第31条の規定による「議事参与の制限」に該当するため、
退席してください。

＜清水委員 退席＞

議 長 続きまして、議案第55号 農用地利用集積計画についてのうち、102番について、
事務局の説明をお願いします。

事務局 続きまして、102番について説明いたします。
40ページをご覧ください。

さきほどの説明と同様となりますが、再設定ですので、特に問題はないと思われま
す。契約内容は賃貸借となっております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 それでは、議案第55号のうち、102番に関する質疑を行います。
皆様から質問等がありましたらお願いします。

議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第55号 農用地利用集積計画についてのうち102番を採決しま
す。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第55号のうち102番については、市長に要請することに決定しまし
た。
それでは、清水委員の退席を解除します。

<清水委員 復席>

議 長 次に、議案第55号 農用地利用集積計画について、のうち103番を上程します。
103番については、宮尾俊一委員に関する案件であります。
宮尾委員は、農業委員会法第31条の規定による「議事参与の制限」に該当するため、
退席してください。

<宮尾委員 退席>

議 長 続きます。議案第55号 農用地利用集積計画についてのうち、103番について、
事務局の説明をお願いします。

事務局 続きます。103番について説明いたします。
41ページをご覧ください。
さきほどの説明と同様となりますが、再設定ですので、特に問題はないと思われま
す。契約内容は賃貸借となっております。
ご審議のほどよろしく願いいたします。

最後になりますが、41ページの合計についてです。
今月の件数が103件に対して、合計では104件となっておりますが、89番につき
ましては、田と畑でそれぞれあることから合計が104件となるものです。

議 長 それでは、議案第55号のうち、103番に関する質疑を行います。
皆様から質問等がありましたらお願いします。

事務局 無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第55号 農用地利用集積計画についてのうち103番を採決しま
す。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第55号のうち103番については、市長に要請することに決定しました。
それでは、宮尾委員の退席を解除します。

＜宮尾委員 復席＞

議 長 次に、議案第56号 令和4年農作業労賃及び農業用機械利用料金の参考額の決定について、を上程します。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第56号 令和4年農作業労賃及び農業用機械利用料金の参考額の決定については、42ページ・43ページをご覧ください。

先月の総会のその他事項で算出の方法等について協議をいただいた結果が、農作業労賃及び農業用機械利用料金の参考額の比較表となりまして、42ページのとおりとなります。

積算・比較した結果、参考額に変更が生じたものは、
・稲刈取（コンバイン）参考額 整備地・未整備地ともに200円増額
・乾燥・籾摺り参考額 色彩選別機の、あり・なし とともに100円増額
・そば刈取（コンバイン）参考額 10アール当たり8,800円で新設
それ以外は、現状据置きとなりましたので、令和4年農作業労賃及び農業用機械利用料金の参考額として提案いたします。

なお、議案として提案した内容を反映したものが43ページの参考資料で、3月25日のJAの定期配送により市内農家に配布周知し、4月1日から適用が開始されることとなります。

以上、令和4年農作業労賃及び農業用機械利用料金の参考額の決定について説明をさせていただきました。
よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議 長 それでは、議案第56号に関する質疑を行います。
皆様から質問等がありましたらお願いします。

8 番 43ページの乾燥・籾摺りの摘用欄に「籾殻処理は当事者間の話し合いで決める」とありますが、今後この点については問題になるかと思われます。1haあたり7,000円を払っているとのこと。他の農業委員会にも、情報収集をして、皆さんに情報を伝えていただきたいと思います。

事務局 籾殻処理についてですが、上越市も同様にお互いで、ということになっております。料金そのものは機械の利用料金とのことなので、籾殻処理については機械利用料金と別ということで表記させていただいております。
他の農業委員会の情報を確認し、来年度に繋げていきたいと思っております。

議 長 他、ありませんか。

17番 今回より、そば刈取ということで8,800円となっております。
他については運搬や経費等は含まれないとありますが、全額込みということでしょうか

か。

事務局 昨年、そば刈取についても需要があるということで、設定してもらえないかということで、事務局といたしましては、農協さんの費用を準用させていただき、いかがかということで設定したことになります。

内容については、ご指摘のとおり上に書いてあります稲刈取と同様に考えていただきたいと思います。

新設ということで下段に表記してありますが、順番を入れ替えてわかりやすくしたいと思います。

議長 他、ありませんか。

無いようですので、これにて質疑を終わります。

これより、議案第56号 令和4年農作業労賃及び農業用機械利用料金の参考額の決定についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号については、許可することに決定しました。

議長 次に、議案第57号 農地の参考賃借料の設定について、を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第57号 令和4年度以降の農地の参考賃借料の設定について、ご説明させていただきます。

44ページ・45ページをご覧ください。

先月の総会のその他事項で設定の方法等について協議をいただいた結果が、参考賃借料計算表です。

協議をいただいた算定方法により、各地区ごとに計算した結果、右から4番目の列の数値となり、それを250円・750円を境に、500円・1,000円単位で丸めたものが、右から3番目の列で、今回見直した参考賃借料となりました。

杉野沢地区が据え置かれた以外は、1,000円から1,500円の減額の結果となりました。

これは、令和3年産米の米価の下落が大きく起因するものと考えますし、今後も更なる米価下落が予想されることから、今後3年間を見据えた中で、今回の参考賃借料の減額は致し方なしという考えから、今回提案させていただきます。

なお、議案として提案した内容を反映したものが45ページの参考資料で、報告第42号の賃借料情報とあわせて、3月25日のJAの定期配送により市内農家に配布周知し、4月1日から適用が開始されることとなります。

以上、参考賃借料について説明をさせていただきましたが、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長 それでは、議案第57号の質疑を行います。

皆様から質問等がありましたらお願いします。

議長 この参考賃借料については、3年での切り替えということであります。
現在、進めております「人・農地プラン」においても、大きな影響があるかと思
います。来年度以降も米価の下落、資材の高騰も含めて考えると、果たしてこれで収まるかと
懸念するところでもあります。
皆様から状況を把握していただいた中で、決定していただきたいと思
います。

議長 無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第57号 令和4年度以降の農地の参考賃借料の設定について、を採決
します。
お諮りします。
本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第57号については、原案のとおり決定しました。

議長 議案については全て終わりましたので、第12回妙高市農業委員会の総会を閉会といた
します。

以上

この議事録は、農業委員会等に関する法律第33条に基づいて作成したものである。

妙高市農業委員会会長 安原 義之

この議事録の記載事項は、会議の内容に相違ないことを証明するため、署名押印する。

令和4年3月30日

議 長

_____ 印

妙高市農業委員会署名委員

_____ 印

妙高市農業委員会署名委員

_____ 印